

救急科専門医指定施設 新規・更新申請について

2011年4月1日より、救急科専門医指定施設新規・更新申請の受付を開始いたします。申請を希望される施設は、下記事項をご確認の上、申請手続きを行ってください。

1. 救急科専門医指定施設認定条件

専門医等認定制度規則第4章第6条

日本救急医学会は、次の各項の条件を備え、専門医育成にふさわしい病院または病院の救急部門を専門医指定施設として認定する。

1. 救急医療活動の実績を有していること。
2. 救急医療に関する教育指導体制がとられていること。
3. 救急医療に必要な診療機器等が整備されていること。

専門医等認定制度施行細則第3章第11条

専門医指定施設は、規則第4章第6条に定める以外に、原則として次の各項の条件を備えていなければならない。

1. 救急部門があること。
2. 各種の救急患者を診療していること。
3. 救急車で搬送される救急患者を充分受け入れていること。
4. 院外心肺停止（CPA）患者を充分受け入れていること。
5. 救急科専門医が2名以上常勤医として勤務していること。
6. 専門医の修練に適した設備が完備されていること。
7. 救急部門の専任医がいること。
8. 学会活動等救急医療に関する業績が充分あること。

※ただし、専門医指定施設の初回新規申請に限り、第5項の規定にしばられずに、救急科専門医が1名でも申請することができる。

*書類審査に際し、専門医認定委員会において、申請施設の現地調査を行う場合があります。

2. 申請書類の請求方法

新規申請施設

通信費として1,050円分の切手を同封の上、学会事務所まで申請書類をご請求ください。

- ・必要記載事項：①施設名 ②ご担当者名 ③連絡先住所（書類の送付先）
- ・書類の発送開始：3月下旬（予定）

*ご請求はお早めをお願いいたします。

更新対象施設

2009年1月1日付で認定された施設は、本年12月31日で認定期間が満了となるため、更新手続きが必要となります。対象となる施設には、3月下旬、学会事務所より申請書類をお送りいたします。

3. 申請受付期間：2011年4月1日（金）～6月30日（木）【消印有効】

※締切日を過ぎて提出された申請書類は一切受理せず返却いたしますので、ご注意ください。

以上

* 申請書類請求・提出・お問合せ先 *
日本救急医学会
専門医施設申請係
〒113-0033 東京都文京区本郷3-3-12
ケイズビルディング3階
TEL 03-5840-9870
FAX 03-5840-9876